

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

お客さまの多様化・高度化するニーズに応え、事業戦略、財務戦略、資本戦略といった経営戦略に深く関与する戦略ソリューションをグループ体となって提供することで、地域企業の持続的な成長に貢献していきます。

b. IT 実装支援

お客さまの手続きのオンライン化に向け、「Web 口座開設サービス」やインターネットバンキングサービス、でんさいネットサービスなど、ペーパーレスや印鑑レスのお手続きを積極的にご案内し、お客さまの業務効率化と働き方改革を支援します。

c. 専門人材マッチング

お客さまのニーズに応じた「プロフェッショナル人材」などを紹介します。

d. グリーン化の取組

お客さまとのエンゲージメント強化に取り組み、環境分野ファイナンスや脱炭素事業性評価、GHG排出量可視化支援等、企業の取組フェーズに応じたサステナビリティ関連ソリューションを提供しています。

e. 健康経営に関する取組

健康経営の取り組みについて取引先との意見交換等を通じ、具体的な健康課題解決への取り組みのノウハウを提供するとともに、健康経営に関する勉強会の企画・開催等を通じ、普及拡大を進めています。

f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）

取引先のBCP策定を助言するとともに、専門性を有する事業者とのマッチングを通じ、災害時の事業継続体制強化を支援しています。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

横浜フィナンシャルグループは、「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」を長期的にめざす姿として掲げています。

地域金融機関として、お客さま・地域社会の抱える課題に真摯に向き合い、課題解決に向けたソリューションを提供していくことで、活力ある地域社会の持続的発展に貢献してまいります。

2022年2月9日

(2025年10月 1日更新)

(2026年 3月23日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社東日本銀行

代表取締役頭取 助川 和浩